

## 次期生物多様性国家戦略（案）に関する地方説明会の開催結果

## 1 開催目的

次期生物多様性国家戦略（案）等について御説明させていただくとともに、参加者の方々との意見交換を行う。

## 2 開催方法

会場及びオンライン（zoom）のハイブリット方式

## 3 開催概要

日時	会場	参加者数実績	質問数
2/8(水) 14～16時	那覇市久米2丁目15-23 沖縄県青年会館 大ホール	現地：4名 オンライン：69名	31件
2/13(月) 14～16時	岡山市北区中山下1丁目8-45 N TTビル 岡山ビル TKP ガーデンシティ岡山 カンファレンスルーム4J	現地：4名 オンライン：68名	15件
2/14(火) 14～16時	さいたま市大宮区桜木町4-333-13 大同生命さいたま大宮ビル TKP ガーデンシティ PREMIUM 大宮 ホール2G	現地：6名 オンライン：92名	29件
2/15(水) 14～16時	仙台市青葉区花京院1-2-15 ソラプラザ TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 カンファレンスルーム6I	現地：9名 オンライン：58名	9件
2/16(木) 14～16時	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル TKP 熊本カンファレンスセンター - シャクヤク	現地：3名 オンライン：46名	24件
2/17(金) 14～16時	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口 バンケットルーム7F	現地：12名 オンライン：75名	14件
2/20(月) 14～16時	大阪市東淀川区西淡路1-3-12 新大阪ラニングスクエアビル TKP 新大阪駅前カンファレンスセンター ホール5A	現地：16名 オンライン：79名	22件
2/22(水) 14～16時	札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 カンファレンスルーム5A	現地：7名 オンライン：57名	15件
合計		現地：61名 オンライン：544名	159件

## 4 当日説明資料

以下に掲載のとおり。

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives6/public.html>

## 5 各開催回における質疑応答一覧

### (1) 那覇会場

質問	回答
30by30などの国家戦略の数値目標を達成するために、各地方公共団体や地域戦略とどのように連携し、分析・達成していくお考えでしょうか？	各地域における30by30達成の考え方については、国家戦略策定後に公表予定の地域戦略策定の手引きに盛り込みたい。 地域によって自然環境等の状況は異なること認識。地域の目標値を一律に定めることは難しい。そのような点についても手引きの中で示していきたい。 OECMについても各地域で取り組みを進められるように今後、メリットも含めて来年度の自然共生サイトの本格運用に向けてブラッシュアップしていきたい。
Nature Positiveに「自然再興」と付けられた背景を教えてくださいいただけますでしょうか。	自然回復、自然復活など様々な意見が環境省内でもあった。 生物多様性の損失を止めるだけでなく、上向きにしていこう、という想いを込めたもの。
オンライン参加の場合、本日の資料をいただくことは可能なのでしょうか。	環境省HPにおいて公表済み。
スライド40、30 by 30について。2030年までに「陸と海の30%以上を保全する」とありますが、これはそれぞれ陸は陸で30%以上、海は海で30%以上が目標という意味でしょうか？それとも陸と海の合計で30%以上であれば目標達成になるのでしょうか？解説をお願いします。	陸域（陸地と内域水域）、海域それぞれに30%以上を保全するということ。
次期生物多様性国家戦略（案）には、「GBIF（地球規模生物多様性情報機構）等の多様な主体への情報共有・提供を通じて、我が国の生物分布に関するデータの安定・継続的な収集と把握の促進につなげる」とありますが、現在日本国はGBIFへの参加国となっていません。拠出金を支払った上で、正式参加国に復帰するご予定はございますか？	GBIFについては重要であるが、我が国はオブザーバーである。現時点で拠出金を払って正式メンバーになることは予定していない。ペーパー等は積極的に出していきたい。
スライドのウェブサイト掲載版と比較すると、今日の資料ではp.57、58が追加されていたようですが、追加後の版もご共有頂けるのでしょうか？	再アップする。
「OECM」の定義について、これまでは「法的な保護地域ではないが、効果的な環境保全が行われている場」という認識でしたが、参考資料の自然共生サイトの説明資料を拝見する限り、今後は国際データベースに登録したもののみ、OECMとして扱うようになるのでしょうか。	自然共生サイトに登録されたものや、直接生物多様性に関係するものでないものも含めていく。我々がOECMとして認定したものをDBに登録する。
地域戦略策定の手引きはいつ頃策定予定でしょうか。	国家戦略と同時並行的に進めている。有識者の意見を聞きながら内容を固めていく。時期については次期戦略改定後早期に出したい。
多くの施策が提案され、実現されれば、素晴らしいと思いますが、そのための予算措置はどの程度の規模を想定していますか。従来より予算を拡大できるめどはあるのでしょうか。	如何に取組が進んだかを見せることが国際的にも重要。国家戦略を進めていく中で取組を増やしていきたい。
30by30では、陸域と海域のそれぞれ30%の保護を目標にしていますが、陸域には陸地と内水面が含まれています。国家戦略で、陸域を陸と内水面に分け、それぞれの30%を目指すというより野心的な目標設定はできないのでしょうか。	国際的な議論として分けるという話はあったが現在はこの形。行動目標では陸と海とで区切っているが、30by30ロードマップの再検討において、どのような地域の保全が強化されたかを評価していく中で確認しつつ進めていきたい。

<p>希少種の保全に関しては国内希少野生動物種への指定を通じて積極的な取り組みが行われていますが、水産物への指定が不十分であるように思います。水産庁との連携を行った上で、例えばウナギ等の捕獲規制に代表されるような実効性のある取り組みを行うご予定はございますか？</p>	<p>700 種以上にしていくことを目標に、どのような種の保護を強化していくべきかを評価して、希少野生動物種に指定していく。 水産資源となっているのものについては即座にということはないが、水産庁とは連携してレッドリストを作成しており、基準も共有している。これから大幅見直し（24-26 年）を掛ける予定。その中で検討していきたい。</p>
<p>OECM の説明のなかのスライドには自然共生サイトの文言はなかったが、参考資料だけにあるのはなぜか。</p>	<p>OECM は保護地域以外で保護されているところをカウントしていくもの。自然共生サイトは民間等の取組により生物多様性の保全に貢献している地域を認定していくこと。これは保護地域の中も含めて認定するもの。その認定した自然共生サイトの中から保護地域の外にあるものは OECM に該当するとして世界的なデータベースに掲載していく。 説明では自然共生サイトに触れなかったが、上記のとおり違う考え方であり、説明が複雑になる面もあるため入れなかった。 また、OECM には自然共生サイト以外もあると考えている。</p>
<p>全国 8 カ所で開催するというところで、地理的に隔離されている沖縄で開催頂いたのはありがたい。第 1 回目なのでオンラインで全国からきているのは仕方ないが、ある程度この地域に特化して、次期戦略が地域にどういう意味があるのかを示してほしい。 また、これは要望であるが、地域で特化してこのような機会を持って頂けるか？また、沖縄県の自然保護課等も主たる関係者としてこのような場に来てもらってディスカッションする場を設けてもらいたい。沖縄県は市町村で生物多様性地域戦略を作成している自治体がない。このような場を設けて、促してほしい。市町村別の戦略策定は現行戦略でも盛り込まれていたが、現実としてできなかった。 目標 4 で地域の役割が含まれているが、現行戦略におけるものとの違いについて教えてほしい。</p>	<p>口頭等で補足しながら説明できれば良いと考えており、残りの開催でも留意したい。 地域戦略について、手引きの改定に際しても何故策定が進まないのかの課題を認識している。策定にきっかけがない、手が足りない、何をやっていいかわからない。このあたりを充足できるような手引きの作成を目指したい。次年度以降は地方事務所も含めて自治体との連携を密にしていきたい。 国家戦略改定後の意見交換の機会については、今後も意見交換の場は持てるようにしたい。 要望について、今回は国家戦略であるため個別に説明できずに申し訳ない。環境省としては、今後の戦略を元にして地域での実践に向けて、また地域戦略作成において是非意見交換していきたい。 国家戦略でも地域の重要性を謳っている。ますます地域の主体性を謳っている。4.1 の基本的考え方でもオーナーシップの重要性について記載している。</p>
<p>説明をありがとうございました。スライド 50、企業に求められる活動の「今まで」と「これから」の違いが良くわかりません。植林や教育は引き続き行うものと思いますし、例えば大気汚染防止、水質汚濁防止についても引き続き取り組むものだと思います。企業に求められる活動の「今まで」と「これから」の違いについて、もう少し解説をお願いします。</p>	<p>これまではいわゆる CSR としてボランティアな活動であったが、これからは主たる事業活動の中で生物多様性への貢献、負荷の軽減を行ってほしい。例えば、バリューチェーン上での負荷を掛けていないか等の情報開示が求められるようになる。</p>
<p>今回のパブリックコメントは第 1 部のみで第 2 部も対象か？</p>	<p>両方とも対象。</p>
<p>生物多様性が認知されていないことと関連して、全体的に話を聞くと絵に描いた餅にならないかが心配。前戦略も浸透しておらず沖縄県で地域戦略を立案した自治体はゼロということ。いかに住民に浸透させていくかが課題。生物多様性や生態系サービスなど用語が専門的すぎる。2010 年にはユネスコと CBD の間で生物多様性と文化多様性をリンクさせる共同プログラムが発表された。このような点も含めて、もう少し、人とリンクさせ</p>	<p>数値や指標を出すことが絵に描いた餅とにならないために重要と考える。指標についても現時点のものを参考資料として出している。各基本計画を達成するために達成すべき指標等も整理している。 国民に寄り添った形という意味では、国家戦略が政府としての戦略という意味でわかりにくくなっている。これでも頑張ったつもりであるがまだまだわかりにくいと自覚させられた。国家戦略を踏まえてパンフレッ</p>

<p>るような施策ができないものかと考えている。この点についてはパブリックコメントとして提出したい。</p>	<p>トの活用等、より分かり易いかたちで発信していきたい。国民一人一人が何をすれば良いのかを認識できるようにしていきたい。</p>
<p>リサイクルやサステナブルファッションのお話がありました、どう生態系と繋がってくるのでしょうか。関わりが薄い印象を持っています。</p>	<p>リサイクルやサステナブルファッションについて、実は私たちが使用するものの多くが生物多様性に依存している。例えば、衣類については絹、綿、ウールなどは植物や動物がいなければ生産できません。そしてそれらがむやみに利用されれば生物多様性に影響を与えかねません。 特に食については直接的に生物資源に依存しております。世界目標でも食ロスの半減が謳われており、次期国家戦略でも目標としておいております</p>
<p>30 by 30 は素晴らしい目標だと思います。沖縄県は島が多く、それぞれに独自の生態系が社会があります。それぞれの島ごとに、30 by 30 目標が計画されると良いと思います。</p>	<p>ありがとうございます。沖縄の場合自然公園も多く既に 30% を超える自治体もあると考える。30% にこだわらずより高みを目指してほしい。</p>
<p>地域戦略策定の手引きの改定・公表時期はいつ頃のご予定でしょうか？</p>	<p>具体的な日付は固まっていないが、国家戦略確定後、できるだけ早期に公表したい。</p>
<p>30by30 について、日本のような海洋国家の場合、海域の保護地域 30% はどのように達成されるのでしょうか？</p>	<p>海域については、領海と排他的経済水域を合わせたうちどの程度が保護地域として設定されているかをこれまで算定しており、国立公園などの純粋な保護地域に加えて、自然管理が適切に実施されている地域として共同漁業権区域等も含めて保護地域としてきた。 これに加えて、海域 OECM についても検討しており、海洋において多様な主体が効果的に資源管理等がなされている地域を含めて 30% を目指していきたい。</p>
<p>地域戦略策定にあたり、数値目標の設定も必要かと思っています。</p>	<p>戦略的に含めていきたい。手引きの中でも考え方を示していきたい。</p>
<p>国家戦略で数値目標がある、自治体ごとの現状数値というのは教えてもらうことは可能でしょうか？</p>	<p>地域目標があるものについて自治体毎にとりまとめられないものもある。各自治体で取り組んでいただくものについては、ご協力頂くことは考えているが、自治体毎に達成度合いを一覧させるのは難しいと考える。地域戦略について DB も作成している。地域戦略について現在 199 作成されているが、これらを示せるようにしたい。</p>
<p>ご説明ありがとうございます。各主体に求められる役割が何なのか、戦略案にはひとつとおり記載されているようですが、より具体的なイメージがわくよう、事例なり、より具体的に想定される姿なりを、今後、たとえば地域戦略策定の手引きに記載いただいたり、参考資料としてお示しいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>手引きには盛り込む予定。各主体の役割にも留意して進めたい。</p>
<p>気候変動の半分の時間で、気候変動よりもはるかに難しい目標を達成しなければならない一方、国民の意識は気候変動対比で、遥かに低い状況ということがよく分かりました。あらゆる広報手段を使った国民への生物多様性に関する科学的な情報の周知は、国が対応すべき事項の中でもかなり上位の重要かつ緊急の事項に来ると思いますが、現状環境省さんでは広報の重要性をどのようにお考えで、いつ頃からどのようなアクションを開始される予定なのでしょうか？</p>	<p>来年度から国家戦略の内容は広く周知していきたい。環境省 HP で取組をまとめたものを出していきたい。科学的な情報の蓄積やサイト作りをしていきたい。</p>
<p>本日説明会が開催された沖縄島は、島の北部が世界自然遺産に登録されたのですが、島全体に占める割合はまだまだ 30 by 30 に届かないかと思っています。OECM が沖縄島でどのように運用されるか、各自治体の取り組み、</p>	<p>ありがとうございます。県と協力して進めていきたい。</p>

<p>今後の計画に期待しています。</p>	
<p>侵略的外来種の対策とネイチャーポジティブについて沖縄島北部では、マングース対策が進展して、ヤンバルクイナやノグチゲラなど多くの固有種の分布が回復傾向にあります。現在、沖縄島の北部からのマングースの根絶が目標となり、着実に進展がみられるのですが、2030年、2050年に向けて、沖縄島全域から、ひいては、日本からのマングース対策が実現されると良いなと考えております。奄美大島のマングース根絶と併せ、沖縄島からのマングース根絶が達成されると、ネイチャーポジティブの大きな看板になるのではないかと考えております。</p>	<p>マングース対策については自治体と沖縄・奄美の環境事務所が協力して根絶に向けた取組を進めていると認識しているところ、今後も推進していきたい。</p>
<p>ご説明有難うございます。OECMの具体的なイメージが湧かないのですが、公的な土地でない私有地とか民有地を指すのでしょうか？ここは重要だと思えばある意味強制的に認定するものでしょうか？</p>	<p>自然共生サイトの認定については、管理者、所有者からの申請ベースで行われるものあり、同意無しで指定するものではない。</p>
<p>企業が「2030年までにネイチャーポジティブの実現」を目指す場合、2030年に具体的にどのような状態であることをネイチャーポジティブが達成された状態と考えればよろしいでしょうか？例えば、当該企業が2020年時点で自然に与えたある特定の影響の程度（例えば水の使用量など）に対し、2030年時点のその影響の程度が下回っていた（改善していた）場合、それはネイチャーポジティブと言えるのでしょうか？</p>	<p>ネイチャーポジティブについては基準があるわけではなく、生物多様性の損失が止まって回復基調にあることを示している。 事業活動の取組はネイチャーポジティブ実現の取組の一部として重要である。負荷の低減、技術開発、企業緑地の利用などにより社会全体でのネイチャーポジティブに貢献できるもの。</p>
<p>今後行なわれる他の会場でのQ&amp;Aを、後日共有していただけるものでしょうか。</p>	<p>3/13の中央環境審議会自然環境部会で活用する可能性がある。多少発言をまとめたかたちとする可能性がある。</p>
<p>地域戦略を策定していない地方公共団体の方々にお話を伺う中で、ネックは予算であるという意見が多かったです。未策定の団体が92%ある中で全ての団体に技術支援を行われることは難しいと思います。予算の制限はあると思いますが、助成金の設立等は考えていらっしゃるでしょうか。</p>	<p>地域戦略作成に対して直接的に資金提供することは難しいと認識。策定するための考え方、ツール提供、アドバイス・伴走支援、共同作成支援等取り組んでいきたい。</p>
<p>CSRから事業活動に組み込む、というお話ですが、これまで負の外部化要因だったものを取りこむ、ということですので、コスト要因が増えるだけで儲からなくなる、もしくは価格転嫁が起きてインフレが起きることが目に見えているわけですので、古くは宇沢弘文などの経済学者が提言していたように、経済学のレベルからの転換が必要なように思います。ネイチャーポジティブ経済研究会の方での議論も同じような方向で進んでいるとの認識ですが、進捗はいかがでしょうか？</p>	<p>自然の喪失が事業に影響を与える外部的な要因ではなくなると認識。事業そのもののリスクとして認識することが求められる。来年からネイチャーポジティブ経済研究会においてネイチャーポジティブ経済への移行を検討している。 生物多様性民間参画ガイドラインも改定中であり、国家戦略と同時期に公開予定。</p>

## (2) 岡山会場

質 問	回 答
<p>ネイチャーポジティブ経済移行戦略研究会を設置についてスケジュールを教えてください。</p>	<p>昨年3月に設置し、これまでに3回ほど開催している。非公開であるが後日、資料を掲載している。来年度のスケジュール等は未定であるが、今年度と同じぐらいなら2～3回開催して議論していきたい。</p>
<p>基本戦略4について、消費生活の行動変容が重要だと思うが、具体的にどのようなことを想定しているか。</p>	<p>まだ具体的な取組が進んでいないのが現状。FSC、ASCの認証の取組などが盛んに行われるようになってきている。そうした取組と連携しながら、消費行動の負荷の有無を分かるようにするのが軸になると思う。事業者もサプライチェーンに関わってくるので、ネイチャーポジティブ経済の中で議論を深めていきたい。</p>
<p>30by30のOECMに登録するエリアは、民間(私有地・民有地)の土地になりますが、大企業なら維持管理費も捻出しやすいかもしれませんが、個人の方や、中小企業だと資金的な負荷が大きいかもしれません。固定資産税の控除などあるのでしょうか。</p>	<p>自然共生サイトの認定を4月から開始する予定。どのように維持管理するかはコスト面含め課題と認識しており、これから検討していきたい。支援する流れを生み出せるような、例えばあるサイトがあって支援したい大企業等について、貢献証書で示すような仕組みができないかと考えている。税制優遇はハードルが高いが、可能性の一つとして検討していきたい。</p>
<p>資料P.62について、生物多様性地域戦略策定の手引きの具体的な時期と自治体に対する技術支援(伴走支援)の具体的な内容についてご教授ください。</p>	<p>手引きについては、次期国家戦略改定後に速やかに改定したい。技術支援も手引きと併せて検討しており、目標設定、事例共有方法など効果的な支援を検討しているところ。</p>
<p>次期生物多様性国家戦略では、目指すべき方向性や目標が示されたと理解しましたが、実際に個人や企業の行動変容を促進するための、強制力がある環境規制等の導入は、今後検討される可能性はありますでしょうか。気候変動分野では、カーボンプライシング制度の導入が検討されるなど、強制力ある規制が議論されており、気になった次第です。</p>	<p>直接的に環境税制の導入は検討されていない。どこまで生物多様性に影響を与えているか解明されていないことも多く、その点の研究も必要である。色々な取組が間接的に生物多様性に関わってくる事例もある(認証、レジ袋削減など)。ご意見として検討したい。</p>
<p>昆明・モンリオール生物多様性枠組では数値目標がいくつも設定されています。例えば農薬や化学肥料の半減といった目標に関連しては、国家目標でみどりの食料システム戦略に触れていますが(資料19ページ)、国際目標と比較すると低い数値目標になっています。こうしたギャップを埋めるような取組を何か検討されていますでしょうか。</p>	<p>資料28ページページに世界目標の概要を記載している。2030年ターゲットでは「3.陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全(30by30目標)」、「7.環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減」など数値目標がある。一方、資料38ページページに国の目標が記載されている。基本的には国際目標に対応する数値目標を掲げているが、農薬に関しては、国際的な目標と国内の目標で、状況が違うところがある。国際目標では発展途上国で相当量の農薬を使用していることが前提になっている。国内目標は、みどりの食料システム戦略で目標設定しているので、これに準じて掲げている。</p>
<p>30by30 アライアンスへの政令市参加数が、現在7市だったと思います。少ないように思いますが、この数字はどう捉えていますか? 当方も参加を検討していますが、現時点で参加するメリットがあったら教えてください。</p>	<p>自治体でアライアンスに参加いただいている数は少ない。自治体全体でも34程度。今後自治体はキーになってくるので働きかけていきたい。原因として、メリットが見えない、横並びを気にしている等が考えられる。自治体として30%達成前提ではなくとも、30by30目標への貢献意思で入れるが、その見え方で躊躇されていることもあると思う。サイトの管理コスト、人手不足について支援したい人とのマッチング機能といったメリットが考えられる。色々なメリットがつけられるように検討していきたい。</p>

<p>今回の国家戦略を踏まえて、企業がどのように対応すべきかについて、考え方を教えてください。国家戦略では、目指すべき方向性に加えて、かなり細かい目標も設定いただいているかと思いますが、自社に関連する目標を確認して、対応する目標を自社でも設定する等でしょうか？企業に期待する対応がありましたら、ご教えてください。</p>	<p>国家戦略で掲げているネイチャーポジティブの実現には、我々の暮らしが変わる必要がある。そのために、自然関連の情報開示の議論も国際的に進められている。事業活動が自然にどのような影響を与えているか把握することが求められている。影響が分かったら減らしていく努力をする。こうしたところから始めていただくと思う。国家戦略に書かれていることに関連して目標設定していただくことも考えられるが、企業向けには民間参画ガイドラインの見直しを行っており、パブリックコメント実施中である。どのようなステップで取り組めばよいか書いているので、参照して取り組んでいただきたい。取り組む中で課題があればご意見いただきたい。</p>
<p>国家戦略に関する質問ではないのですが、昆明・モントリオール枠組（2030年ターゲット）と愛知目標（20の個別目標）とを読み比べると、オーバーラップしている部分も多いと感じます（例えば、消費行動など）。オーバーラップが多いにもかかわらず、昆明・モントリオール枠組（2030年ターゲット）により「BAU」を脱却できる（ネイチャーポジティブが達成される）、と考える理由は何なのでしょう？ その理由（実施項目？）が「社会変革」に相当するのでしょうか？ その場合、昆明・モントリオール枠組（2030年ターゲット）で「社会変革」に相当するのは、何番なのでしょう？</p>	<p>項目はオーバーラップも多いが、30by30も愛知目標より高い目標設定となっており、数値目標がなかったものが数値目標化され具体化されている。また、目標達成のためのレビューメカニズムが導入されたことが特徴である。</p> <p>世界の様々な科学的な機関、IPBES等の報告をみると、様々な分野の連携とそれに対するアプローチ、間接的な人々の行動を変えるようなアプローチが重要とされている。これに基づいて世界目標が定められている。それが社会変革関連と特定できるわけではないが、様々な分野の連携等が今回の目標の特色である。</p> <p>社会的背景も変わってきている。愛知目標当時は配慮を求めるトーンが強かったが、この10年間で自然資本が基盤であり、本業に組み込んでいかなければならないというトーンが強くなってきている。戦略本文では12ページページ28行目あたりから、資料28ページページにあるように、大きく(1)生物多様性への脅威を減らす、(2)人々のニーズを満たす、(3)ツールと解決策があるが、特に(3)が社会変革に関連すると思う。</p>
<p>国家戦略案の中で言及されています「気候変動対策を考慮した戦略推進」には、生物多様性と気候変動の担当部署同士の連携も必要になってくるかと思えます。連携していくための省内での考え方とか方針のようなものがありましたら、教えていただきたいと思えます。</p>	<p>環境省でも担当部署同士の連携が増えている。気候変動と生物多様性のシナジーが基本戦略2に盛り込まれている。今後一層、気候変動に限らず、農業分野等も含め、連携を深めていきたいと考えている。</p> <p>気候変動対策を考慮した推進は重要なポイントになる。戦略本文2ページページあたり以降のおおもとの考え方を書いている中で、地域と共生する形で気候変動対策を進めなければならないことを示している。</p>
<p>今回は日本としての国家戦略を策定いただいたと思いますが、海外（特に北米と欧州）においても、同様の（COP15の結果を反映した）国家戦略が策定されているのでしょうか。</p>	<p>策定することになる。条約に従って国家戦略を策定する義務がある。2024年末のCOP16までに策定することになる。日本は動きが早い方である。</p>
<p>本気度がどうなのか気になっている。生物多様性条約も愛知目標もあったのにできていない。今回の国家戦略について、これから決定されていくと思うが、できれば岸田総理に2030年までにはネイチャーポジティブの方向に動く、2050年までに自然と共生する世界が実現するということが表明されれば、省庁間の連携も進めやすくなると思う。ビジネスの世界にも入ってもらわないと成功しない。ご検討いただきたい。脱炭素でもよく言われるが、日本人の意識として、脱炭素社会への動きが生活の質を向上させるか問うと否定的な傾向がアンケート出てきている。いま10歳の子どものが37歳になったと</p>	<p>昨年10月に、岸田首相が国家戦略を今年度中に策定すると国会で申し上げている。世界目標の採択が2年間延びたが、早急に国家戦略を改定して、様々な分野との連携が必要との認識を持っている。いち早く取り組んでいきたいという本気度がある。また、早めでもしっかりした構造で国家戦略を策定しないといけないということで、地域戦略の策定手引きの改定など、同時平行で進めていく必要があると考えている。教育も非常に大事なご指摘と認識。基本戦略でも環境教育の重要性をうたっている。将来世代に対し住んでよかったと見せられるよう国家戦略を機能させることが大事だと考えている。</p>

<p>きに、脱炭素の実現と生物多様性が実現できれば、質の高い世界になるというイメージをどうつくるかが重要であると思う。学校教育の中で何を積み上げて、どういふところと連携していけば、自然と共生する社会が実現するのか、本気度とあわせて考えていることを回答いただきたい。</p>	
<p>今後、国家戦略のレビュー（中間評価）をされるということでしたが、具体的にどのような手法でレビューをされるのでしょうか（かなり細かい目標を設定いただいているようでしたので、どういった粒度でレビューをされる想定なのか、気になった次第です）。また、レビューされるタイミングは、2025年を想定されていましたでしょうか。</p>	<p>資料 60 ページ参照。国別報告書を提出するまでに中間評価を一度終わらせる必要があるため最初は 2025 年度。2 回目は 2028 年末までを考えている。細かいレビューをすることになると考えている。資料 35 ページで関係省庁の施策と結び付けていると申し上げた。この点をレビューするのが 1 点。また、状態目標と行動目標の指標を設定しているため、その数値の進捗度を確認する。どの取組が不足しているかを言及して見直していくことを想定している。</p>
<p>環境省が予算の重点施策をまとめていると思うが、この次期戦略はどのように表現されているか。</p>	<p>来年度では「ネイチャーポジティブ（自然再興）」で位置付けている。</p>
<p>今回の国家戦略案において、生物多様性保全を行うにあたって需要が増すと考えられる人材（分類学や生態学の知識を持った人材）の育成について言及はなされていますでしょうか。</p>	<p>基本戦略 5 の中で、記載されている。基盤の提供として、データ発信に係る人材育成、また、人材だけではなくツールの提供等について記述している。</p>



### (3) さいたま会場

質 問	回 答
<p>当社は水を含めて自然の恵みを大事にしようと取り組んできた。もうワンステップ上げて生物多様性に取り組んでいかなければならないと考えている。生物多様性については、人類が当該地域で存続していくために必要な変異性を担保するものと理解。それであっているか？また、変異性の対象はどこまでか？という点が理解できない？例えば川の自然を守るといった先に川の中の動植物のどこまでを保全すべきなのか？環境対応のために生物が進化することもあり得ると思うがどう理解すれば良いか？こういった点が国民も含めて理解されるようにして欲しい。</p>	<p>対象がどこまでかについて、明確には言えない。様々なレベルの保全がある。全く触れない保全もあるし、人間の利用との両立の中で保全されるものもある。生物多様性といった場合には、あらゆるレベルでの多様性が想定されている。ただし、施策に落とす際にはターゲットが異なってくる。30by30のような土地利用の持続可能性を担保するというのであれば、全てが係わってくる総合的な取組。これも量的なエリアを拡大するだけでなく質の保全も含んでいる。あらゆるものが評価される取組が世界のトレンド。</p> <p>今の生物をそのままを保全することも重要であるが、気候変動等を背景に完全にそのままというのは難しい。重要なのは変化に対応した形の生態系により自然の恵みが担保されることが重要であると認識。突き詰めると棲息環境を保全することであり、それによって防災減災、気候変動等にも貢献する。その場合は、絶滅危惧種だけでなく、普通の生物も含めている。</p>
<p>第二の危機がわかりにくい。明治時代に荒廃していた里山事前は回復してきたという指摘があります、森林飽和。どんな観点で第二の危機が認識されていますか？</p>	<p>里山のように、以前は人間が頻りに利用していたが、その働きかけがなくなってきたことによる荒廃など。そのほか狩猟者の減少等によって引き起こされる鳥獣被害の深刻化などの問題も。</p>
<p>ネイチャーポジティブに関する質問です。どのような評価方法により、生物多様性の損失が止まることや反転することを評価されるのでしょうか。</p>	<p>気候変動と異なって評価が難しい。正直これであれば計測できる、というものは無い。世界枠組では2050年時点でのゴールと2030年の23のターゲットが設定されたほか、ヘッドライン指標を位置づけて、各国が計測して報告する仕組みとなっている。これを受けて、国家戦略においても指標を設定して、それらをトータルに見て評価していく。</p>
<p>行動目標の30by30は面白そうなのですが、なんで、30%なんですか？合理的な説明がありますか？</p>	<p>いくつかの科学的な研究報告により保護地域を33.8%まで拡大する必要があるといった報告がいくつかあり、目標として適切と判断。加えて語呂が良い。</p> <p>2030年のその先については諸説ある。50%という話もあるが、現状愛知目標での数値も達成していない状況で、まずは30%を目指して増やしていく。</p>
<p>OECMのハードルがどの程度のものになるのでしょうか？国有林の森林はOECMに最終的になりますか？</p>	<p>OECMになり得るものの一つとして自然共生サイトを認定する仕組みを令和5年後から開始予定。これに対する認定のハードルは高いとは認識しておらず、様々な取組を認定していきたい。例えば希少種がいなければダメ、ということではない。一方で手続き的なハードル（書類作成や調査など）は若干ある。</p> <p>国の制度に基づくOECMの整理検討も進めていく予定。例えば国有林であれば所管は林野庁であるので、林野庁と相談しながら進めていく。</p>
<p>国家戦略案においてネイチャーポジティブを「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」とされています。自然と生物多様性の関係についてもう少しおいていただけますでしょうか？すなわち、「自然を回復軌道に乗せる」ことと、「損失傾向にある生物多様性を反転させる、回復軌道に乗せること」との関係が良く分からないのですが、教えていただけますでしょうか？</p>	<p>生物多様性については、生態系、種、遺伝子の多様性がある。それぞれのレベルでの生物多様性が合わさることで健全な自然環境が構成される。</p> <p>ネイチャーポジティブについては、「生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる」「生物多様性の損失を止め反転させる」の2案あった。世界枠組検討段階ではブラケットが1000箇所以上あったが、最後議長国がまとめしていく中で両者を足したような文言になった。</p>

	<p>自然と生物多様性の関係について、一時生物多様性というワードが自然環境保全全体を捉えるという考え方があった。現在は自然資本と言う言葉も含めて改めて使われるようになってきた。その文脈の中で生物多様性を使う場合は、その変異性が恵みをもたらす、レジリエンスや進化の源泉になることを示す場合が多い。</p>
<p>ネイチャー「ポジティブ」を自然「再興」とされた経緯を教えてくださいませんか？ いろいろな訳が考えられると思います。</p>	<p>自然回復など様々なワードを検討する中で、自然を「再興」させること、自然を「再考」するということで訳されたと理解。</p>
<p>生物多様性は地域ごと、生態系ごとに事情が異なってくるため、地域戦略で地域ごとの取り組みを決め実行していくことが重要だと思います。現在地方自治体（市町村レベルは8%）の戦略策定は非常に少ないと思います。立案サポートされるとのことですが、具体的な策定目標は決めていらっしゃるでしょうか？</p>	<p>指摘の通り地域での取組は重要であり、地域戦略は有効なツールになり得ると理解。その中で8%から伸ばしていきたい。国と地方との関係もあり、一律に取り組んでもらうことは難しいが、ツールの提供やサポートを通して、作成を促していきたい。また、複数自治体が共同で策定するといったことも考えられる。</p> <p>パブリックコメントでは第2部についても全て公開しているが、その中では策定率30%の目標を掲げている。</p>
<p>気候変動におけるNDCに相当するような生物多様性の国家数値目標は、30by30やフードロス半減以外にありますか？ 地域における目標策定の参考になる数値目標の総覧などありますでしょうか</p>	<p>設定している。世界枠組で出たものの中で盛り込めるものは盛り込んでいる。また、農水省のみどりの食料システム戦略等と整合をとって定めているものもある。</p> <p>地域で参考になる一覧については、現状はないが、今後策定される手引き等の中で例等を示していきたい。</p> <p>地域毎に生物多様性や課題が異なることから、一律に目標を定めることは難しい一方、各地域で決めていただくことは重要であると認識。地域戦略策定の手引きの中では目標となる指標例や考え方等を示したい。</p>
<p>戦略の実行に関する質問です。戦略を実行に移す際に、まず国レベルでの組織横断性、また、自治体における組織横断性をどのようにしていくことが望ましいでしょうか。また、実効性を高めるためには、民間企業・行政・市民が共同参画することが重要だともお聞きですが、この3社が協業するためのマッチングの機会を設けるようなことは検討されているでしょうか。</p>	<p>国レベルにおいては国家戦略策定に当たっては関係省庁と議論をしてきている。</p> <p>自治体レベルについては、様々な部局に係わることから、各自治体において部局をまたいだ検討をしていただくのが重要と認識。</p> <p>民間、行政、市民の共同参画についてはご指摘の通り。ネイチャーポジティブ経済研究会では企業との意見交換を実施、30by30アライアンスにおいてもマッチングも含めた連携も検討していく。</p> <p>生物多様性の取組がうまく進んでいる地域では、コーディネーターがいるという話も聞いている。国として直接マッチングの機会を設けるかどうかは、現時点では決まっていないが、このような課題があることを念頭に今後の助言等について検討していきたい。</p>
<p>30by30に関する質問です。生物多様性を考えると日本全体で30%以上を保護区にするだけではなく、それぞれの自治体で30%以上を保護区にする必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>地域によっては既に30%を超えている自治体もあるなど、地域毎に状況が異なる。そのうえで、どのような目標設定が適切かを検討していただくことが重要。今の時点で各自治体で30%以上は困難と考える。</p>
<p>ネイチャーポジティブのわかりやすい訳語については、これまでの小委員会等で議論されてきたかと思いますが、日本語訳は「自然再興」で確定なのでしょうか。</p>	<p>今のところ環境省としてはこの言葉で普及を図っていきたいと考えている。</p>
<p>里山は昔あれていたもので、大きな問題だったのだよ、という指摘があり、最近それが回復されてよくなったという指摘もあります。</p>	<p>里山について回復に向けた取り組みが進められていることは認識。このような動きが広がっていくことを希望。</p>
<p>現状の国による保護地域とOECDはそれぞれ何%で、2030年までに国、地方自治体、民間それぞれがどの程度、保護地域及びOECDを増やすべきかという目安は示されていますでしょうか</p>	<p>現在の保護地域は陸域20.5%、海域13.3%が設定。これにOECDを加えていく。2023年度より認定を進め、2023年中に100地域の認定を目指す。一方で、国、地方自治体、民間ごとの割合までは決めていない。</p>

	30by30 ロードマップでは OECM メインで達成することとしている。ただし、具体的な割合については、まだ決まっていない。2026 年頃に中間評価を実施していこうと考えており、その中で割合について検討していきたい。
OECM について、認定のメリットが小さいように感じています。事業者等のメリットを拡大しないと取り組みが進まないように思いますが、どのようにして拡大していく予定でしょうか。具体的な戦略があれば教えてください。	インセンティブについては経済的なインセンティブを念頭に有識者を交えて検討を進めているところ。アイデアの一つとして「貢献証書」がある。これは管理のための資金や人材の不足があった場合に第三者から支援をした場合、支援した側に対して発行するもの。その他企業版ふるさと納税、寄付、ネーミングライツ、認証マーク、補助金等の制度についてサポート体制も含めてできることから進めていく。
49 ページのホットスポット開示に関して、国内のホットスポットを把握するツールなどは国などにより提供されていますでしょうか。	この図は 2017 年の研究であり、日本はあまり色がついていない。これは日本以外で生産されている原料を日本人が消費していることを示している。似たものにエコロジカル・フットプリントというものがある。それは消費によりどれだけダメージを与えているかがわかる。これについては、2019 年時点ではあるが環境省の研究費により計測されたものであり、結果については公表されている。
言葉の使い方のことについてです。5 つの基本戦略については、5 つの基本方針と表現する方が正しいように思いますがいかがでしょうか。戦略とは、目標を達成するためのプランの一種なので、戦略の下に目標が潜り込んでいることに違和感を感じます。ビジョン、目的、目標、戦略、計画、こういった言葉の使い分けは再度体系的に整理してみてもいかがでしょうか。	どういった使い分けが分かり易いかは検討していく。
自然共生サイト策定にあたって基準となる既存の国際規範や、参考としているフレームワーク等がありますでしょうか	認定基準は IUCN が出している OECM の基準は個別サイトの捉え方を元に認定基準を作成している。一方で、民間の取り組みを国が認定する仕組み自体は日本の特徴的なもの。OECM を取り入れているのは 8 カ国程度でありほとんどが国のサイトである。日本のような仕組みは特徴的。多様な主体が管理している場が重要であることの重要性はもっと発信していきたい。
気候変動に比べて生物多様性の主流化が進んでいませんが、国民の意識や行動を変革するには主流化は必須と考えられます。主流化を進めるための今後の戦略を教えてください	10 年程度主流化に取り組んできました。そのうえでさらに主流化を進めるための施策を実施、検討している。1 つは JGBF というプラットフォーム。2030 年に向けたビジネス、自治体、国民のプラットフォーム。これをベースに主流化を進めたい。キーとなるのは、事業者が活動するという点。事業者向けのガイドラインを策定してきた。現在、民間参画ガイドラインの第 3 弾をパブリックコメントに出しているもの。事業者に向けて生物多様性に配慮するために取り組むべき事、目的設定方法等を、レベル別にガイドしている。こういったものを活用したい。
消費者の連携が大切だと思います（基本戦略 4）、OECM で生産された商品にマークを付けるなど検討の余地ありますか？	あると思う。自然共生サイトに認定され場合は認定マークを考えている。その場合は積極的に活用して欲しい。また、周知にも力を入れたい。
生物多様性と気候変動を両立させるような手段は国家戦略案 P.23 に記載がありますが、メガソーラーなど両立しない手段に比べて乏しいように思います。この点、どのような取組を志向していけばよいでしょうか	生物多様性と気候変動とのトレードオフ、シナジーを重視している。トレードオフとしては太陽光発電、風車等。トレードオフを最小化してシナジーを高める。具体的なシナジーとしては、森林の健全性の回復、災害防止。

	シナジー効果としては各省庁とも連携して進めていく。
生物多様性という言葉は難しいですが、50年目標を達成するには小学校、中学校の子供たちが中心となるかと思えます。具体的な教育方針などはありますでしょうか。	子供達に何が重要か考えてもらう機会は重要と認識。基本戦略にも教育の重要性を掲げている。環境教育についてはSDGsに関する教育が進んでいる。学校以外でも様々な団体が教育やふれあいについての教育が進んでおり、連携を進めていきたい
以下の指標を拝見すると、政府や金融機関への情報提供回数など、政府側の実施状況が中心となっていますが、この行動目標の達成状況を確認するには、企業側が実際に情報開示しているか否かを確認する指標も必要と思われるのですが、そちらについては検討されていますでしょうか。「基本戦略3：行動目標1 企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する」	非常に重要な視点と認識しており検討している。企業がどのように目標設定し情報開示しているか、情報開示している企業の数も指標として検討されている。指標について共通のものが決まっているわけではないため、世界的な動向も見ながら検討する。
30by30について、海域がどうやって今の2倍以上まで保全していくのか？具体的な達成指針はあるか？	海域については大きく沿岸域と沖合域で考えている。沿岸域は保護地域になっている割合が高いが、沖合域は低い。30by30の達成については、沖合をどうカバーするかがポイント。沖合域については民間による保全は難しく、国の方針が重要となる。そこで、現在沖合をどうするかについて関係省庁と調整しながら進める方針となっている。沿岸域については保護地域になっているところは多いが、必ずしも面積だけでなく、質や管理レベルの向上も重要。沿岸域では様々な里海活動が行われており、自然共生サイト認定していきたい。
日本の領海・EEZはかなり広大ですが、こちらでの30by30はどのように進めていく予定でしょうか。漁業権との兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。	関係省等と連携して進める中で、漁業権が関連するところについて、水産庁は重要なパートナーであり、連携して進めていきたい。
防災のため川が3面護岸されたり魚が遡上ができない構造になっていたりするのをよく見かけます。川から海にかけての生物多様性を考えると、各地域での取り組みだけでなく、国レベル・自治体レベルでこうした認識（従来通りの手法で工事を進めることなど）を変えていく必要があると思いますが、各省庁に働きかけていく予定でしょうか。	国交省でも現在生態系に配慮したインフラ整備が検討されており、次期戦略の第2部の個別施策にも生物多様性に配慮した護岸工等が盛り込まれている。生物多様性国家戦略推進に当たっての関係省庁連絡会議も含めて意見交換していく。 様々なプロジェクトを国交省が主体となって進めている。その一つとして流域治水プロジェクトがある。河川管理者だけでなく自治体等も連携して進めており、そのなかで自然の力を活用したグリーンインフラについても検討されている。
次期戦略の目玉は何ですか？	気候変動への統合的な対応、社会の根本的な変革を重視し分野横断的に進めていく点がポイント。
「ネイチャーポジティブ経済の実現」として、「ESG投融資の推進」が掲げられていますが、企業にはどのような情報開示が生物多様性の分野で求められているのでしょうか。また、国際的にはTNFDで開示フレームワークの開発が進められていますが、環境省で開示推進の取り組みや企業への支援を行っていらっしゃいましたら、具体的な内容を教えてくださいと幸いです。現時点で生物多様性の損失や取り組みが企業にどのように経済的影響を及ぼしているのかなど数値で開示されている先進的な開示がありましたら併せてご教示頂けると幸いです。	企業に求められる情報開示について、ESG投資は重要であると認識。情報開示としては企業が生物多様性に係わることでどう成長していけるか、という本業に係わる部分が情報開示の対象となる。 TNFDは民間が主体となったフレームワークであり、できる限り協力している。民間参画ガイドラインにおいて情報開示を柱に置いており、TNFDフレームワークや事例を紹介しているので参照して欲しい。 この企業によりケースバイケースと考えるが、全体的にはWEFが2020年に出した報告書に、セクター別の影響、機会に応じた影響が示されている。
風力発電業界の方は、将来の生物多様性を確保するために再エネの普及が必要であるという主旨の発言をしてい	様々な業界とも認識を教育しつつ進めていきたい。

ます。現在の生物多様性を失ったら将来はないということ を理解していただけるようお願いします。	
---	--

(4) 仙台会場

質 問	回 答
<p>1 点目に、昆明・モンテリオール生物多様性枠組と次期生物多様性国家戦略素案を対比させた場合、生物多様性枠組では最初に背景があって目的があり、セクションCで枠組の実施についての配慮事項が出てくる。今日の資料35ページで枠組の紹介があったが、コンテンツの部分が中心であり、国家戦略素案もそれに紐づいて作成されている印象がある。国家戦略の構造そのものが分節化しており、説明資料では「関連施策からビジョンまで一貫通貫で整理されている」とあるが、セクションCの配慮事項のような内容がおろそかになっているのではないかと。国家戦略素案の第4章の内容が第3章の内容に影響を大きく与え、それが新枠組の中でも書かれている以上、「後回し」にしているような印象を受ける。</p> <p>また、行動目標において、社会変革について言及されながら、教育については学校教育の言及があるものの、各都道府県で取り組まれている森のようちえん等、幼稚園や保育園に関する施策が含まれていないと感じる。教育部分について真新しさを感じない印象だが、どうか。</p> <p>合わせて指標について、質的な目標が多い印象であり、国民の生物多様性の認知度等、具体的な数値目標が必要ではないか。指標だけでなく、目標においても量的な数値を掲げてはどうか。</p>	<p>全体的な構造について、新枠組の最終決定は昨年12月のことであり、次期生物多様性国家戦略はそれ以前から検討してきたため、必ずしも両者の構造を揃えることは難しかった。一方で、新枠組で掲げられた目標やゴールと、国家戦略の目標との関係については、極力対応するよう意識して作成した。新枠組のセクションCは、各目標間で重複する内容について、どこかでまとめて記載する趣旨で作られたもので、国際交渉の途中段階で出てきたものである。その重要性は理解しているが、新枠組は複雑で分かりにくい部分もあるため、新枠組と次期戦略の構成を必ずしも全て同じにする必要はないと考えている。</p> <p>また、第4章の内容については第2部へ盛り込む議論もあった中で、今後新戦略を進めるための方法に関する記載は重要という意見から、第1部の中に記載することになったという経緯がある。第1章で現状と課題、第2章で2050年、第3章で2030年、第4章で第2部に記載の各施策を実施するに当たっての考慮事項をまとめてみたのが今回の構造である。この構造がうまく機能しない場合には、次回の戦略の改定で反映すればよいと考えているが、必ずしも国際枠組に引っ張られすぎる必要はないというのが率直な感想である。一方で、セクションCの内容は重要であり、国家戦略の各パートへ反映をさせていきたい。</p> <p>幼児教育の重要性については理解しており、議論も行っていった。文言の補足については検討したい。第4章の最後、各主体の役割の部分で教育の役割を特出ししているほか、基本戦略1の30 by 30の中に幼稚園等に設置されたピオトープに関する記載がある。戦略全体に網羅的に入っておらず申し訳ないが、各パートに記載はしており、疎かにしてないことはお伝えしたい。</p> <p>数値目標について、各基本戦略の行動目標、状態目標については、30 by 30や外来種の定着など、可能な限り国家戦略の目標にも反映できるよう取り組んでいる。ただし、目標として数値を掲げられなかった場合でも、指標の中で可能な限り進捗を測れる数値を設定する方針。</p> <p>セクションCの部分は基本的な考え方に入と思うので、是非考慮をお願いする。教育関係については真新しさを感じなかったため、新規の要素については明示してもらえるとありがたい。</p>
<p>企業等を巻き込み、関係者を広げていくことが重要であるが、企業をどのように社会変革に取り込むかが鍵になると思う。例えばTNFDの開示に対して、環境省はどのような働きかけを行う予定か。もう一つ、NbSやEco-DRRについて理念としては世界的にも機運が高まっていると思うが、どの主体が資金を提供するのか、またグリーンとグレー、どちらのインフラが優れているかの価値評価等について、関係者を巻き込み直し、考え方を変えていく必要がある。現状の金額優先の入札の仕組みを変えていく等、どのような形で国内の仕組みを改革するか、イメージやビジョンがあれば教えて欲しい。</p>	<p>ネイチャーポジティブの実現に向けては民間企業の巻き込みを通じたビジネスの変革が不可欠であり、基本戦略3にも位置付けている。来年度以降、ネイチャーポジティブ経済移行戦略を策定する予定であり、ネイチャーポジティブ経済の定義、国、自治体、事業者を含めた各主体がすべきこと等について記載できればと考えている。TNFDは今年9月にガイダンスが公表される見込みであり、民間主導で議論が進んでいるが、環境省としてもフォーラムメンバーとして参画している。オープンイノベーションのプロセスが取られており、環境省としてもできるインプットをしたい。自然関連情報の開示の仕方</p>

	<p>は、これまで出ているガイダンスのドラフトにおいても言及されており、環境省でも、現在パブリックコメント中の民間参画ガイドライン改定版の中で、TNFDの考え方に沿ってどのような取組をすべきか等について解説している。そうした取組を企業が進めていけるよう、支援を続けていきたい。</p> <p>NbS について、Eco-DRR も含め、基本戦略 2 の中で大きく打ち出し根付かせていきたいと考えている。グリーンとグリーンのどちらが良いかという順位付けは難しいと思うが、国家戦略の中で関連する記載としては、PDF の 96 ページ、今年度中に Eco-DRR のポテンシャルマップ（防災上、生物多様性保全上において重要な場所を重ねるための全国規模のデータ）を公表する予定。Eco-DRR に関する取組を検討しやすくするような情報を提供したい。また、PDF の 60 ページ、第 4 章第 1 節は第 2 部で書かれた施策を推進するために考慮すべき要素を記載しており、社会課題の統合的解決とランドスケープアプローチについて記載している。「NbS を含め、生物多様性保全と持続可能な利用を進めるに際し…」とあるが、特定の目的に特化したものではなく、種々の分野の取組を同じ場所に並べ、シナジーの発揮やトレードオフの緩和を進めたい。空間計画を地図上に示し、シナジー・トレードオフを検討することで調整を図る考え方を打ち出したい。</p>
<p>世界目標から地域目標まで一貫した取組が重要ということで、地方自治体や地域、民間団体の役割は大きいとの記載があった。先ほども空間計画、地域戦略を地域ごとに策定することが重要という話があったが、地域戦略の策定数が現状 8% というのはやはり少ない。伴走支援を行っていくとのことだが、数値目標があるとありがたい。気候変動分野のゼロカーボンシティは全国 800 自治体余りが参加していることを考えると、数は圧倒的に少ないと感じている。</p>	<p>生物多様性地域戦略においても、国家戦略に紐づいた目標を設定いただけると良いが、各地域の実情を踏まえた設定が重要と考えており、現在作成している地域戦略の手引きでも、特定の数値目標に関するガイダンスは出していない（目標設定に対する考え方等を記載している）。</p> <p>地域戦略の策定率を伸ばす余地があることは認識しており、国家戦略の中では第 2 部になるが生物多様性地域戦略に関する施策も設けている。基礎自治体の策定率については 30% という数値目標を掲げており、国家戦略の検討と合わせて地域戦略の手引きの検討を進めている。公開時期は国家戦略策定後のできる限り早い時期と考えている。大崎市でも是非ご覧いただきたい。</p> <p>大崎市は SDGs 未来都市計画の中にネイチャーポジティブを掲げていただいていると認識しており、心強い。地域戦略と銘打たなくても、他の計画等の中に書き込んでいただき、それを地域戦略に位置付けることも可能だと思う。そういった記載を地域戦略の手引きの中にも書き込んでいくことを予定している。</p>
<p>神奈川県では県計画の原案策定段階で R5 年度に策定見込みですが、環境省さんが策定される策定手引きの改定はいつの見込みでしょうか？</p>	<p>次期戦略の公表後、可能な限り早い時期と考えている。</p>
<p>2030 目標の「劣化した生態系の 30% を再生させる」とした劣化した生態系という概念は、何かデータで表せるものか？ また、これは県別目標になりうるのでしょうか？</p>	<p>新枠組では、「劣化した生態系の 30% を再生させる」という内容がターゲット 2 として含まれている。紆余曲折の議論があったターゲットで、「劣化した生態系を再生させる」の定義について、自然生態系そのものへ戻すことのみを指すのか、あるいは荒廃した里地里山を再度整備・管理することも含めるのかが議論となり、結果的には後者も「再生」に含めることとなったが、何をもちょう再生面積とするかは決定されなかった。日本として</p>

	<p>も、何をもち「劣化した生態系」とするかは改めて検討したいと考えており、我が国の生物多様性保全に最も効果的な定義は何かを考えて進めたい。個別目標の設定については、30%でも30%以上でも、是非検討していただきたい。</p> <p>劣化した生態系の再生については、基本戦略1の行動目標2に該当するが、各目標をどのような指標で評価するかについて、現時点で想定される指標案を参考資料として掲載している。こちらも参考にしたい。</p>
<p>指標について、どの段階で一覧が公表される予定か。</p>	<p>年度内を予定している国家戦略の閣議決定に際して、その時点で協議がまとまっているものについては一旦公表予定であるが、指標については今後検討する必要があるものが多く残っており、関係省庁とも連携しながら見直しのタイミングで変更・公表したい。</p> <p>現行の国家戦略と異なり、指標を戦略本体から切り離したのは、国際枠組のヘッドライン指標の半分が検討中であることから柔軟性を持たせたかった点、「現時点では決定していないが今後検討したい」という各省庁からの意見を取り入れたいと考えた点がある。気候変動適応計画でも同様の方式を採用しており、これらも参考にしながら検討した。今後、新たに開発された指標や、ヘッドライン指標が決定し対応する国内の指標が決定した項目については、周知を含めて更新を進めたいと考えている。新しい指標が既存の指標を包含する場合には、利便性の観点から既存の指標を削除することもあり得るが、基本的には指標を減らす方向はあまり想定していない。できる限り混乱が無いように進めたい。</p>
<p>国家戦略の実施において、民間参画ガイドラインや地域戦略策定の手引き、ネイチャーポジティブ経済移行戦略はセットで重要になるかと思うが、国家戦略自体やその指標を見直した場合に、民間参画ガイドライン等の関連文書へも随時反映されるのか。</p>	<p>国家戦略本体の見直しがどの程度になるかもよるが、手引きやガイドラインの内容に影響がある場合には、合わせて調整をはかることになるかと思う。具体的なスケジュールはまだ分かっていない。</p> <p>民間参画ガイドラインについては、今のところ国家戦略の特定の目標と紐づけるような形での記載とはなっていない。戦略の見直しがあったからと言って民間参画ガイドラインを改定することは想定していないが、国際的な議論が早急に進んでいる状況なので、それを踏まえたアップデートはしていきたい。</p>
<p>いすみ市の生物多様性戦略の紹介があったが、いすみ市はオーガニック給食の導入の先駆けである。オーガニック給食はいすみ市における地域戦略の重点施策となっており、今後国家戦略の指標としても検討してはどうか。</p>	<p>食育に関わる部分は重要と理解しており、農林水産省とも連携し関連施策を盛り込む形で進めたいと考えている。</p>
<p>説明資料 P27 において、2030 年ターゲットの(3)に、「16： 持続可能な消費」が記載されています。この項目については、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」においても、「環境にやさしい持続可能な消費の拡大」として言及されています。この2点の関連や、環境省と農林水産省の施策面での役割分担などはあるのでしょうか。</p>	<p>みどりの食料システム戦略は国家戦略との整合性も考慮されている。基本戦略3の行動目標3では農林水産省からも多数の施策が提出されており、両省が連携・情報共有を進めて整合を取りながら進めていくべく調整を図っている。</p> <p>国家戦略は環境省が取りまとめているが、関係省庁が一体となって取り組むものである。国家戦略に改めて掲げることには、閣議決定を経て政府全体の計画として定まることになる。これまで閣議決定していなかった他の戦略も政府全体の計画に位置付けることができるという意味でも、国家戦略の策定は重要と考えている。</p>



(5) 熊本会場

質 問	回 答
<p>次期生物多様性国家戦略には、現行の戦略と同様に「生物多様性国家戦略 2023-2030」のような年次はつけられるでしょうか。昆明・モンリオール生物多様性枠組の 2030 ミッション・ターゲットを視野に入れた国家戦略であることが分かる名前が良いと思います。</p>	<p>新枠組と同様、国家戦略も 2030 年を目標として掲げているが、具体的な名称については様々な意見がある。有識者の意見等も踏まえ、決定したいと考えている。</p>
<p>愛知目標で部分的に達成できた 6 つの目標、国家戦略、国別目標で達成することができた 5 つの目標を具体的に教えていただけますか？</p>	<p>愛知目標の達成状況については、GBO5 に記載されており、環境省でも和訳を公表しているので参照して欲しい。国家戦略についても 2021 年 1 月に公表している現行戦略の点検結果を見ていただければ、詳細な情報が掲載されている。</p>
<p>30 by 30 は素晴らしい取組だと思います。実現するための手段として OECM は興味深いのですが、国立公園の普通地域や、世界自然遺産の周辺管理地域のようなイメージでしょうか。OECM 内でネイチャーポジティブが実現しているかどうかをモニタリング・評価する仕組みは、OECM の認定基準に含まれているでしょうか。</p>	<p>国立公園の普通地域や、世界自然遺産の周辺管理地域とは少し異なるイメージである。OECM の重要な点は、境界が明確化されているか、誰が管理しているか、どのような生物多様性の価値があるか、対象地域における管理によって生物多様性の価値にどのような効果をもたらしているか、の 4 つの基準を設けている。国立公園内であっても指定は可能であるが、企業緑地や里地里山のような場所で、地域の方が活動に取り組んでいるような場所等について、区域ごとに捉えていくイメージである。</p> <p>認定基準の中にネイチャーポジティブか否かを明示的に含めているわけではないが、自然共生サイトの認定基準には、対象地域における現在の生物多様性の価値を含めているため、例えば生物多様性が劣化した地域（劣化地）の場合には、一定程度生物多様性が回復した段階で自然共生サイト認定を目指すことになる。加えて、生物多様性の価値が維持されているかは継続的なモニタリングにより確認する仕組みとなっている。なお、これらは日本における自然共生サイト認定の考え方であり、世界共通の OECM の考え方を踏まえつつ、日本の環境に適するような基準案を作成しているところである。</p>
<p>「いわゆる自然保護」言葉遣いに問題がある。</p>	<p>言葉遣いについて、色々な考え方や意見があることは承知している。是非パブリックコメントの提出をお願いする。</p>
<p>沿岸の OECM30%指定は可能か？深海の指定の話は聞いていますか。</p>	<p>海域については、30%の目標達成に向けては沿岸と外洋を合わせて考えている。一方で、OECM のやり方は変える必要があり、沿岸域は地域の里海活動等があり、陸と同様にできそうだが、外洋ではそうした活動はあまり想定されず、関係省庁とも話しながら進めたい。</p>
<p>生物多様性基本法について、説明を省かれましたが、法律に基づいた法定計画であること、つまり義務としての計画であることが重要。義務＝国としてしっかり実行すること。また、国家戦略と言うように環境省の戦略ではなく国（すべての省庁）が取り組むべき戦略であることが重要。</p>	<p>生物多様性基本法に基づく国家戦略である点、説明を省略した部分もあるが、基本法についても重視して策定を進めたい。</p>
<p>全国各地で生物多様性地域戦略が策定されているがこの全体の評価がされていない。熊本県も熊本県地域戦略が策定されているが、国家戦略と関連するような説明を含めるべきではないか。</p>	<p>国から各自治体へ地域戦略の策定を義務的に指示することは難しいが、国家戦略では様々な数値目標及びその進捗を測る数値を設定している。それを踏まえて地域戦略でどのような目標を設定するかについて</p>

	は、地域戦略の手引きの中で考え方を整理して提示したい。
これまでの国家戦略には、数値目標が明記されている。この達成状況に関する説明がない。今回、どのくらいの数値目標を掲げているのか説明して欲しい。	数値目標については、説明資料の38ページに状態目標と行動目標の一覧を挙げています。30by30のほか、昨年決定した新枠組に応じて数値目標を盛り込んでいるところである。
ワンヘルスに関する説明が欲しい。締約国会議では、ワンヘルスに関する議論もあつたはず。	ワンヘルスについて、人と地球と動物のそれぞれの健康を保つという考え方であり、説明資料には記載していないが第1部の中に書き込んでいる。ワンヘルスをキーワードにスローガン掲げる自治体もある等、重要性を認識している。
生物多様性条約では、様々な決議がされているはず。その決議について、国としてどのように取り組んでいくのか説明して欲しい。	今回の説明資料の中では省いているが、論点は多く、別の機会で見聞交換させていただけるとありがたい。
今後の関連法改正の目処は？ただ単に、検討するのではなく、関連法の改正スケジュールを知りたい。	関連する法律は多数あるが、今回の国家戦略では特に明記していない。
全体的な概論は、良く分かりました。では、熊本県民としてどのような取組をすべきなのか、説明して欲しい。	申し上げにくい質問であるが、熊本県、熊本市でも地域戦略が策定されており、地域の状況を踏まえて自治体から示されるものと理解している。
国家戦略の中の「第2部：行動計画」は、現時点でどの程度具体的に定められているのでしょうか。これまでも目標設定はできて、それを具体的に達成する道筋が課題だったかと思えます。	行動計画の中では、各省がどのような施策を行うか、また施策に応じて具体的な数値目標も掲載している。第2部の行動計画は、読みやすさの観点から、現行戦略と比較するとボリュームを落としているもの（700→368）、各施策において可能な範囲で目標値を書き込んでおり、現状の国家戦略では700の施策について50の数値目標であるのに対し、新しい国家戦略では368の施策のうち200程度の施策に目標が掲載されている。数値で測れないものもあるという一方で、可能な限り進捗を把握できるよう努めている。
環境DNAの調査を好評価しすぎ、しっかり足元に根付いた自然を保全することが重要と考えます。	良い面を中心に説明したが、メリットばかりではないことを理解し取組を進めたい。新しい技術を活用していきたいという思いで紹介したが、ご指摘のとおりかと思う。
生物多様性保全を行うことでの企業メリット、TNFD報告や、企業の有価証券報告書(サステナビリティ報告)等でどう活かされるのでしょうか。お分かりの範囲でお願いいたします。	情報開示の文脈では、事業活動の自然資源への依存と影響を表すことが重要であり、それを通じて企業評価が行われることになる。よく事業活動による負の影響の軽減が指摘されるが、新しい技術の活用等を通じて自然に対してポジティブの影響を与える場合も評価がなされる。
目標値が記載されていないものはその理由は何でしょうか？2-5-7などでは下がってますがどのような理由でしょうか？4-4-2などは両方目標がないですが。	2-5-7は鳥獣の適正管理の推進だが、個体数が増加したニホンジカやイノシシの個体数を目標値としているため、減少傾向の目標を設定している。また、現時点では目標が記載できていない部分についても、今後把握・評価していきたい内容について記載しており、4-4-2はそれに該当する。
各省庁の事業と環境行政とのコンフリクトが発生する場合がございますが、今回の国家戦略の中でどのように解消していくのか。例えば、林野庁の森林皆伐、農業多面的予算による生態系の毀損など、経済産業省などはいわずもがなですが。自然エネルギーの推進とのコンフリクトは各地で問題視されていますし、防災工事に伴う環境破壊も止められていません。国土交通省の流域治水とのコラボなどは考えられませんか。	生物多様性国家戦略は生物多様性基本法に基づいて閣議決定がなされるものであり、環境省のみならず関係省庁の総意であると考えられる。各省庁の施策における課題に対する指摘について、関係省庁と議論を重ねながら改善を検討していきたいと考えている。言及いただいた流域治水についても、国土交通省担当者とは日々連携しながら進めており、今後も連携を強化していきたい。 国家戦略に記載されているから全て実行できるとは限

	<p>らず、今後実施の中で戦略に命を吹き込んでいきたい。戦略本文の3ページでは、再生可能エネルギーの導入と自然環境との共生について言及しており、地域と共生する形で進めることを記載している。行動目標においても、再生可能エネルギーの導入における生物多様性への配慮を記載しており、そうした目標を踏まえて進めたい。また、本文の55ページに記載しているとおり、経済政策、防災、農林水産業といった重要な要素を同じ地図上で並べ、シナジーやトレードオフを検討する上でランドスケープアプローチは重要である。こうした点を踏まえながら、戦略の実効性を高めていきたい。また、基本戦略5の行動目標4では、新枠組を踏まえ有害インセンティブ対策を記載している。有害の定義を今後検討していく必要があるが、少し踏み込んだ記載となっている。</p>
<p>関連法の改正について、質問しましたが、現行の国家戦略「生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る制度の概要」(表)生物多様性に関する主な法律)にリストされた関連法の改正の方向性について説明して欲しい。</p>	<p>関係施策の実施や法律改正に関しては、生物多様性保全の観点から注視していきたい。</p>
<p>「第2部：行動計画」の中で、数値目標は掲げられていますが、それを達成するために、どのような行動をすればいいか、という点が重要かと思えます。</p>	<p>第2部：行動計画は国の施策をまとめたものであり、国民一人一人の行動自体を記載したものではないが、各主体の行動の積み重ねが重要。新しい戦略を動かして国民や企業の皆様に伝えていくためには、具体的な取組を意識して発信していきたい。</p>
<p>現在、「生物多様性くまもと戦略2030(素案)に関するご意見の募集について」とパブコメがされています。本来では、国家戦略が定まってから地域戦略を改定すべきだと考えますが、この点、県民としてどう考えたら良いでしょうか？</p>	<p>熊本県の戦略に対して特定のコメントをすることは控えたいが、県を通じて相談があれば、必要な助言を行いたい。 ぜひ世界目標の実現に貢献する地域戦略を策定して欲しい。それに向けて地域戦略の手引きも早めに共有したい。一方で、COP15の延期により国の戦略を待たずに改定が進んでいる地域もあると聞いており、その場合でも国の議論等に配慮をいただいていると認識している。今後も引き続き連携させてほしい。</p>
<p>OECMの登録はどれくらいかかる？</p>	<p>日本において自然共生サイトの認定を行い、保護地域との重複を排除した上でOECMへ登録することを考えている。今年4月から認定を実施するにあたり、当面の間は無料として、国が直轄し運営事務局を行い、その後は国以外の団体に運営事務局を委託することも検討している。来年度以降は、前期と後期に分けて認定を進める予定。国際機関への認定申請でタイムラグが発生する可能性はある。</p>
<p>大分県は、自然共生地域を先行して導入しているのですが、残念ながら必ずしも保全が実現できていません。広報活動などの効果も薄く、地元住民の手で環境破壊が進んでしまっている現実があります。OECMの自然共生地域もそのようになってしまう危険はありませんか。</p>	<p>OECM事業では、一度認定した場所について5年ごとに点検を行う予定。認定時点でモニタリング計画等に対するアドバイスを行うほか、その後引き続き良い環境が保たれているかを確認し、フォローしていくプロセスを検討している。30 by 30 アライアンス等、様々な場面で皆さまの参加・協力をいただけることを期待している。 各都道府県で独自に実施している自然共生地域が重要な取組。自治体毎に選定される場所との連携を進めたい。現時点では、一定の基準のもとに生物多様性に関する認証が行われている場合には、OECMの一部基準に適合しているものとみなすという考え方も含めている。こうした点に加えて、OECM制度では、所有や管</p>

	理の主体を明確化し、管理が継続されることを重視しているという特徴がある。
企業関係者は TNFD などについて今後関わっていくことになると思いますが、今回の国家戦略での位置付けはどうなっていますか。	<p>企業の取組は国家戦略を実行する上で欠かせない。基本戦略3の中で企業とのかかわりを強く記載しているほか、第1部第4章では事業者に期待される役割を明記している。加えて、ネイチャーポジティブ経済移行に向けた研究会なども開催されており、より役割や位置付けについて深めていきたい。</p> <p>TNFDの動きは民間主導が基本であり、国としては企業活動を支援する立場。改定を進めている民間参画ガイドラインでも、TNFDのしくみ等を取り上げており、こうしたものを通じて支援を進めたい。</p>
地域戦略の手引きの改定時期は春頃か。	検討作業は既に進めており、4～5月頃、来年度のできる限り早期に公表したいと考えている。

(6) 名古屋会場

質 問	回 答
<p>「ネイチャーポジティブ」は考え方なのか目標なのか。2030年時点で目指すものは、マイナスからプラスへの転換点と理解してよいか。</p>	<p>考え方でもあり目標でもある。「ネイチャーポジティブ」は状態を表す言葉で、転換点以上を目指すことが目標になる。「どうなったらネイチャーポジティブか」を示すことは難しいが、生物多様性の規模や質、そこから生まれる生態系サービスといった色々な評価軸があり、総合的に判断されるものと理解している。</p>
<p>各主体の役割について、地域の保全団体からの意見を聞いていると保全活動の担い手の高齢化や固定化が課題になっている。その中で、2030年に向けて担い手育成について工夫や新たな取組は考えているか。保全活動に参加することが当たり前になる社会になっていくと良い。</p>	<p>担い手の育成においては、すそ野を広げていくことが重要。興味関心を持ち、活動に加わってくれる人の母数を増やすべく、基本戦略4では一人一人の行動変容を掲げ、今日の説明資料では食品ロスなどの身近な行動変容を掲げたが、そこからステップアップして地域のコミュニティへ参加し、具体的な活動に関わっていただけるようにしていきたい。加えて、活動の質の向上も重要であり、環境教育を通じて小さいころから環境と触れ合い、環境に関する知識をから学ぶこと、都市公園を通じて自然と触れ合う環境を身近に作ることを盛り込んでいる。場づくりとソフト面の事業を合わせてすそ野の拡大と中身の充実を進めたい。</p>
<p>名古屋市でも30 by 30を各所に説明し推進を進めようとしているが、国交省の施策もいくつか掲載されているものの、省庁間の連携が不十分と感じている。状況を教えて欲しい 他部署からは、国土交通省等からの方針が無く進められない、との見解を示されることがある。何らかの意思表示があると進めやすいので、よろしくお願いします。</p>	<p>色々な分野との連携は不可欠。国家戦略は閣議決定がなされるもので、環境省のみではなく国として作る戦略。その過程で国土交通省や農林水産省とは議論を重ねており、他省庁と一緒に進めていく戦略である。また、特に30 by 30については関係省庁連絡会議の名前でロードマップを作成している。自治体の中での部署間連携の難しさは理解しているが、生物多様性の保全だけでなく、それを通じて各分野の取組を持続的に進めるためには生物多様性に配慮することが必要になってきている、そのような話をして欲しい。</p>
<p>次期国家戦略の構造について、附属書の位置づけについて伺いたい。「生物多様性や生態系サービス、ランドデザイン等」とあるが、国として生物多様性は何か等、ランドデザインを格調高い言葉で示してほしいという有識者の意見で生まれ、現行戦略では冒頭に記載されていたと思うが、位置づけの変更があったのか。</p>	<p>今回の国家戦略では、ページ数を抑えてなるべくシンプルな構成を検討した結果、附属書での位置づけとなった。</p>
<p>製造メーカーの立場からご質問させていただきます。本戦略の策定によって、法規制が強化されるものと推測しています。具体的な法令への反映についての検討状況はいかがでしょうか。</p>	<p>本国家戦略は生物多様性条約、生物多様性基本法に基づいて作成するものである。国家戦略は生物多様性に関わる施策の方向性を示すものであり、特定の法規制のみに言及しているものではないため、本戦略を以て法規制が強化されるわけではない。取組を進めていくために選択肢の一つとして法規制を行うことはあり得るが、戦略の目指す目的を達成すべく、それぞれの課題別に適切な方法を進めていくという位置づけであり、具体的な法令への反映の動きまでは把握していない。</p>
<p>次期生物多様性国家戦略(案)は最終的に名称はどうなりますか</p>	<p>3月13日の専門家会合に向けて、今後検討を進めていく予定である。</p>
<p>ただ今の説明からは、例えば、生物多様性指数のように、ネイチャーポジティブに係る指数があるように認識しましたが、正しい?</p>	<p>気候変動分野のCO2吸収量のように、単一の明確な「ネイチャーポジティブ指数」というものはない。何をもちて生物多様性の回復とみなすかについて、生態系や自然から得られる恵みの種類ごとに複数の軸があり、複雑であることが難しさである。研究の促進やデ</p>

	<p>一々の蓄積が必要であり、そうした基盤整備は基本戦略5でも記載しているところである。より詳細ができるように進めていきたい。</p>
<p>30by30 への企業参画において、OECM に該当するような地域や土地を有さないような企業の参画の方法について、具体的にどのような支援方法があると考えがりますか。</p>	<p>OECM に該当するような地域に対する資金や人材の提供、支援といったことが考えられる。こうした支援が促進されるよう、経済的なインセンティブについても検討会を立ち上げて議論している。認定地域の環境価値を切り出して支援活動を公に認定する（証書を発行する）、企業版ふるさと納税等の仕組みと連携する、税制面の措置を設ける等を検討している。</p>
<p>30 by 30 については、企業が参画した場合のインセンティブにはどんなものが考えられていますか。また、自治体ごとの数値目標などありますか。</p>	<p>国全体では 30% という目標があるが、自治体ごとの数値目標は示していない。30 by 30 アライアンスへの自治体の参加が伸びない理由の一つとして、賛同すると自治体内のみで 30% の確保を求められる懸念があるのではと考えている。引き続き、自治体における取り組み支援を行っていきたい。</p>
<p>地域の生物多様性を保全するためには、地域の生物に詳しい専門家の関与が必要ですが、専門家の高齢化や研究機関のポスト減などの影響で、専門家の確保が難しくなっています。地域版のレッドリストの作成も将来的に困難になるのではないかと懸念しています。地域における中長期的な専門人材の育成や確保について、環境省としてどのように認識しており、また、計画の中ではどのように位置づけているのでしょうか。</p>	<p>地域の自然に詳しい人材の減少は肌身で感じており、その確保は急務である。基本戦略5では、研究の推進、特にデータを扱うことができる人材の育成について記載があるほか、基本戦略4では都市部においても自然とふれあいの機会を作り、環境教育を進めて必要な知識を学ぶことの重要性も訴えている。地域の生物に詳しい専門家に次世代育成にも携わっていただき、すそ野が広がっていくと良い。</p>
<p>企業の行動系として、「自然共生エリア（仮称）」活動への参画があると思いますが、その正式定義、認定基準、5年おきの管理等（もしくは認定が1回の有無等）が決まるのはいつ頃でしょうか？</p>	<p>最新の名称は「自然共生サイト」である。企業には自身の所有地や活動地の周辺における OECM 認定への支援をしていただければ有難い。自然共生サイト認定は来年度から実施予定であり、OECM に関する検討会を公開で定期的開催している。直近の1月の検討会では、自然共生サイトの進め方や認定基準、モニタリングについて現状案を提示しており、次回検討会は3月に実施予定である。オンライン傍聴も可能なので是非参加いただければと思う。</p>
<p>30 by 30 アライアンスに登録している自治体数が企業やNPOより少ない理由についてご教授ください。</p>	<p>30by30 アライアンスへの自治体の参加数は 34 自治体にとどまっている。推測となるが、アライアンスへの意思表示を行うと自治体内のみで 30% の確保を求められ、そのための調査等が必要になると懸念されている可能性がある。また、人材や予算の問題から、30by30 に向けた調査等を自治体単独で進めることが難しい可能性も考えられる。地域内の自然環境の在り方を考えていただき、30by30 に通ずる部分があればぜひ協力していただきたい。国としても、30by30 実施のメリットやインセンティブが明確になるよう、検討を進めていく。</p>
<p>説明資料 70 ページについて、自然共生サイトは「当面は国直結で運用しながら仕組みの改善を図る」とあるが、将来的には別の機関が担うことになるのか。想定があればお伺いしたい。</p>	<p>自然共生サイトの取組のすそ野を広げ、より多くの地域に落とし込んでいくためには、国以外の第三者機関に認定事務を映し、それぞれの地域の状況に目を配れるような体制にすることを検討している。具体的な時期は未定である。</p>
<p>説明資料 39 ページに中小企業に対する支援が記載されているが、大企業と比較して生物多様性の認知度は高くない状況かと思う。具体的にどのような施策を想定しているか。</p>	<p>中小企業へのアプローチの重要性は認識している一方で、進め方は悩ましい。中小企業は脱炭素への取組で精一杯で、さらに生物多様性保全への取組を求めることが難しい部分もある。まずは体力のある大企業から始め、すそ野を広げていきたい。また、脱炭素の取組</p>

	<p>と合わせて進める等の工夫も検討したい。情報開示の文脈では、サプライチェーンを通じた生物多様性への影響を把握することが求められており、大企業だけでなく、サプライチェーンに関わるすべての企業が対象となる。その中で、中小企業も取りこぼさない支援を検討したい。</p>
--	---

(7) 大阪会場

質 問	回 答
<p>大阪府では自治体職員間でこのような情報が共有されていない。各部署で勉強会をおこなっているが、国レベルで省庁間の勉強会がされているのか？他省庁の法令等に係わってくると考えられるが、この戦略が制定されることでそれらの法令が変更されるのか？また具体的なロードマップが示されるのか？</p>	<p>非常に重要であると認識。戦略策定に当たっては関係省庁連絡会議を組織して議論。加えて、何度も各省と協議を行っている。ヒアリングでは自治体レベルでも部局をまたがる連携が必要と聞いている。地域戦略の策定に当たっても、都市計画等の他部署との計画とも整合性をとりながら進めることを促していきたい。</p> <p>法令への影響としては、現時点では改定等の動きは想定していない。農水省の生物多様性戦略等関連するものについては情報共有しつつ進めている。</p> <p>具体的なロードマップを別途作成することは想定していない。今後は実施が重要となるので、パンフレット等を作成し情報発信しつつ取り組みを進めた。また、点検等の結果も踏まえながら進めていきたい。</p>
<p>生ゴミの堆肥化に関心。有機物の廃棄物管理と、土壌への還元について、今回の国家戦略で謳われているはず。農水省や自治体との連携が重要で、このような動きをできるだけ早くキャッチしたい。どこにアクセスすれば良いか？</p>	<p>個別施策についての具体的な内容は担当省庁に連絡して欲しい。</p> <p>施策の末尾に掲載しているものの筆頭が担当省庁。その中で具体的にどこの部署が窓口か、ということであれば改めて当方に連絡して欲しい。</p>
<p>地方自治体の開発部門に対して環境部局が影響を与えるような法的な根拠が整備されているか？今後は整備すべきである、という点をパブコメに載せてもよいか？</p>	<p>国家戦略により新たな法令を整備する予定はない。</p> <p>パブリックコメントに意見として出していただく分には問題ない。出された意見については関係省庁とも共有する。</p>
<p>学術研究の促進が入っていた。今後も積極的な研究者と環境省担当者との連携を進めてほしい。特に環境研究総合推進費等の成果を今後の環境省の事業に行かして欲しい。加えて、OECM登録のための評価はどのように実施するのか？生物多様性保全に効果がある場所に限定して登録すべき。</p>	<p>研究者との連携は進めていきたい。</p> <p>OECMについては自然共生サイトとして認定する事業を進めており、来年度から本格的に移働。</p> <p>自然共生サイト登録の仕組みについて、2023年4月から開始予定。基準については2021年から専門家と共に検討してきた。ベースとなるのはIUCNが出しているガイドライン、個別のOECMを捉えるメソッドロジー。それをベースに日本の特徴を踏まえながら、有識者と勉強会を開催し、基準を作成してきた。その上で、現場に当てはめた際にワークするか確認してチューニングする作業を本年度実施した。</p> <p>登録は申請ベースであるが、まずは事務局が予備的審査を行い、その後有識者からなる審査委員会で審査するという2段階構成となる。そこで、基準に当てはまるか、生物多様性保全の保全に貢献しているかをチェック。あまりに厳しく審査するのではなく、幅広く生物多様性保全に貢献する可能性があるエリアを幅広く登録していきたい。一方で何でもかんでもとまらないような基準は定めていきたい。</p> <p>来年度開始するが、実際に運用しながら見直していきたい。</p>
<p>レビューメカニズムについて、前国家戦略からどのように強化されたか？2部の行動計画の目標数値についてはここで確認できるか？</p>	<p>今回ヘッドライン指標が設定された。これは共通の指標であり、それによる評価が一つの特徴。国別報告書に対して評価がされ、見直しが提案される、という点も強化された点である。</p> <p>戦略の施策からビジョンまで一貫通貫で設定し、目標毎に指標を設定し、目標達成状況を評価する。また、点検の頻度も2年に1回をベースとして点検して、国際的な点検の枠組についてもタイミングを繋げる形で進める。</p>



	個別施策の目標値の根拠については担当に確認して欲しい。
国家戦略について必要に応じて見直しを実施するとあるが、必要に応じてとはどのようなシチュエーションが想定されるか？	1 つは国際的な議論の進捗。国際的には具体的な指標が煮詰まっておらず、COP16 に向けて技術部会で議論することとなっている。さらに、国際的なレビューも定期的を実施され、その内容や国家戦略の進捗も含めて必要に応じてとしている。国際的な枠組も進捗しているところで柔軟な見直しができることを想定。
前戦略で見直したところはあるか？	前戦略では評価点検は 2 回（2014 年、2020 年）実施したほか、2016 年に「加速する施策」をまとめて追加したが、点検回数は増やす。 指標については国際的な議論が決まっていないところが多い。また、多様性については技術的にも指標が開発されつつある。現時点では国家戦略に入れるほど確立できてはいないが、今後利用可能になるものもあると考えられるため、柔軟に対応していきたい。 現行の国家戦略での指標は、目標設定に対して対応できていない指標もあった。その点については反省して、対応したい。また、よりよい指標があれば修正していきたいという想いが背景にある。
農林水産省の「農林水産省生物多様性戦略」のパブコメはすでに終了しています。環境省の「国家戦略」と、この農水省の戦略との関係性はどのようなものでしょうか？本来であれば「国家戦略」が決定してから、それを踏まえたうえで各省庁の戦略がつくられるべきと思いますが。	検討の過程では農水省担当者と連携し、整合性がとれる形で進めてきた。 COP15 がコロナの関係で遅れてきた。その決定を反映して改訂に繋げたいとのことで両省とも急ぎ検討してきたことから、タイミングとしてはほぼ同時となった。 農水省としては環境省より先に作成したいという意向があった。農林水産省の戦略も国家戦略の参考にして欲しいとの考えによるものである。
30by30 への貢献として、自然共生サイトの認定をあげていらっしゃいますが、もともと守られてきた地域を公的に認定しているだけでは、守られる区域の面積は全く増えないと思うのですが、自然共生サイト認定以外で、30by30 へは、日本としてどのような取り組みで貢献する予定でしょうか。	30by30 については保護地域の拡張も随時進めていくと想定。 より質を上げていく取組を進める必要。認定基準を満たしていない地域に対する支援やアドバイスにも取り組みたい。認定時にはその後のモニタリングシステムまで決まっていなくとも一旦認定し、今後の取組についてアドバイスを行う。5 年後に点検の機会があるため、その時点で更なる改善に向けてアドバイスや伴走支援等を行う。現状の追認にならないように留意する。
私の居住する自治体でも現在生物多様性戦略策定をしています。策定する為の自治体主催の懇話会等傍聴する機会がありますが、外部コンサルタントにほぼ完全外注に近い状況のように見受けられます。質問①自治体特有の要素を戦略の一部に反映させるにはどのような工夫が必要でしょうか。質問②策定に関する環境省の伴走や支援というのは具体的にどのようなものでしょうか。また、これらを地方自治体は認知しているでしょうか。	基礎となるデータ収集から進める必要があり、自治体の負担も大きいと理解。そのため、必要な取組、参考となる指標、事例等は地域戦略の手引きや HP 等で発信していきたい。加えて、専門家等の派遣も検討したい。 関係自治体等のネットワークも活用し、随時ヒアリングや意見交換をしていきたい。 地域毎に独自の取組を目指した地域戦略の策定が重要であると認識。地域が自主的に取り組んで頂けるように手引きを作成していきたい。アドバイスや支援については手引きの取りまとめと併せて支援のあり方を検討している。新年度以降手引きの普及や支援を進めていきたい。
モントリオール枠組みのツールと解決策に、女性、若者および先住民の参画確保や、ジェンダー平等の確保があげられていることが、すごく新鮮で素晴らしいと感じました。この点に関する国家戦略への溶け込みは、どのような形になりますか？	直接関連するものとして行動目標 5-3 に多様な主体の参画のもとで統合的な取り組みを進めるための計画策定支援を強化するとしている。個別施策としても行動目標 5-3 に係わる施策として、意志決定プロセスにおける女性参画の推進ということで、生物多様性等に係わる会議等での女性参加比率の向上も掲げている。

<p>15 ページの図をもう少し詳しく説明していただけますか？自然の回復に関して、具体的な KPI があるのでしょうか？</p>	<p>ネイチャーポジティブについてどこを基準とするのかというベースライン等の数値設定はまだされていない。あくまで概念的なもの。</p> <p>この図はわかりにくいですが、今までどおりの地域自然保全であれば、今までどおり右肩下がりになってしまう。これから求められるのは他分野との連携や社会変革であり、それらによりネイチャーポジティブに転じていくことを表している。これを世界目標でも国家戦略案でも掲げている。具体的な数値を持った KPI は設定されていない。様々な軸があり、例えば種の多様性、生態系の多様性、規模や質といったものがあり得る。世界目標でもヘッドライン指標が設定されたり、科学的な評価を行う機関もあることから、様々な指標により計測するものと考える。</p>
<p>愛知目標と生物多様性国家戦略 2012-2020 の評価について、達成状況について、こういった分野がそれぞれ達成されたとか全然達成されていないとか説明するような資料ありますでしょうか。</p>	<p>愛知目標については地球規模生物多様性概況第 5 版で掲載されている。</p> <p>また、現行戦略については、生物多様性国家戦略 2012-2022 実施状況の点検結果 2021 年版があり、HP に掲載されている。</p>
<p>行政側が生物多様性について言及しても、予算に関する議決権を持つ市議・区議・県議・国会議員という議員の方々の理解が低いように見受けられます。こうした政治に携わる方々に対する生物多様性や 30by30 活動のプロモーションはどのように行われる予定でしょうか。</p>	<p>決定権を持つ方の理解促進を図ることは重要と認識しており、機会を捉えて情報発信や説明をしていきたい。</p> <p>地方自治体において説明が難しいという話も認識しており、説明のためのツールを整備して提供していきたい。具体的に取り組んだ結果を見せられるようにしていきたい。環境省としても国会議員に対して働きかけを行っているところ。世界的には気候変動と並んで危機感が共有されており、わかりやすさを工夫しつつ働きかけていきたい。</p>
<p>生物多様性国家戦略 5 は未達成も多かったような説明がございましたが、未達成項目については国家戦略 6 に方策を変えて引き継がれているという理解で宜しいでしょうか？</p>	<p>現行戦略に盛り込まれていたものについて、文言が異なる部分はあるが盛り込んでいる。</p>
<p>OECM について、登録されても法令等で開発規制があるわけではない、と認識していますが、規制がないと登録時の状況が継続されない場合も出てくると思います。継続的に登録時の状況が維持されているか確認したり、維持されていないときは登録を解除されたりといったことはあるのでしょうか。</p>	<p>自然共生サイトについては認定後 5 年ごとに点検する。その際に認定基準が満たされているかをチェック。要改善点がある場合には次の点検にまでに改善ということで、条件付き認定も考えられる。仮に点検時に価値が失われてしまっている、状況が大きく変わってしまっているということであれば認定解除、ということも考えられる。ただし、できるだけそうならないように長期的、継続的に管理してもらえようようにしていきたい。</p>
<p>国家戦略の改定をもとに地域戦略の改定、策定の支援をするとしているが、都道府県や市町村等に対する説明会を開催する予定はありますか？</p>	<p>昨年も自治体ネットワークを対象に説明会を開催した。今後も必要に応じて情報提供、意見交換の場を設定していきたい。</p>
<p>「自然と共生する社会」という表現はつまり「人間 対 自然」の脈絡なので、すぐには無理でも「人間も自然界の一員である」という基本的且つ重要な意識を醸成する様な表現に変えていくべきと感じますがいかがでしょうか？➡と申しますのも P.バウンダリーでも表現されている様に、くらしも産業も自然界の許容範囲の中で行っている、という基本意識があればネイチャーポジティブを意識しなくても、自発的に生物多様性や自然資本を考えた行動になると考える為です。これまで人間社会は公害防止や環境保全などなど、個別課題に対しそれぞれの持ち場で一生懸命、環境活動を推進してきたのは良いの</p>	<p>ご指摘のとおり認識で戦略を策定している。</p>

<p>ですが、結局関心がある人だけの行動に留まっているので。社会変革＝個人の意識変革かと思い、そうした表現からまず変えていき、意識変革が自ずとNPに向かう様にナッジしていくべきと考える為です。</p>	
<p>OECDMについて、登録する企業に対するインセンティブは何が想定されているか？</p>	<p>環境省でも OECDM インセンティブ検討会を組織して検討している。 特に経済的インセンティブについて検討会を立ち上げている。今後の検討ということになるが、例えばサイトの管理者に対する支援として「貢献証書」として貢献していること自体を公に認めることでメリットを受けられるようなことができないか検討している。また、それ以外にも様々な手法をできることから組み合わせていこうと考えており、例えばふるさと納税の活用等であれば現行の枠組でもできる可能性はある等。現状では具体的に示せるものではないが検討を進めていきたい。 経済的インセンティブ以外にも、専門家の派遣、人手不足に対応したマッチング（30by30 アライアンス活用）等も組み合わせたい。</p>
<p>基本戦略の中で種レベルでの絶滅リスクの低減とあります。国家戦略においては、地方自治体単位で記載されると考えます。一方で例えば海鳥の様に、国家の範囲を超えて移動する種に関してはどのようにあつかわれますか？</p>	<p>基本戦略5に掲げる国際協力の推進を進めていく予定。個別施策としても例えば渡り鳥の保全に関する2 国間協定の浸透も盛り込まれている。</p>
<p>国として、個別具体的な地域に対して期待することはあるか？例えば大阪の場合は、30by30 がそのまま都道府県割りされても厳しく、代わりに別の分野で貢献するように、といったことがあり得るのか？</p>	<p>具体的な期待を示すことは考えていない。地域の実用に応じて適切なものを策定することをサポートする。それに向けた情報提供については手引きやHP で示していきたい。 生物多様化の見える化を今後進めていこうと考えている。それを地域毎に進めていく中で、地域毎の違い等が見えるようになってくると思われるので、そういったものは提供していきたい。国家戦略で示すことはできないが、今後の意見交換の分野や伴走支援の場等で伝えていきたい。</p>
<p>環境面で重要性の高いものと低いものがありそれが優先度につながると理解、その優先度を評価するための一次元尺度化はどのようにするのか？実務への落とし込みの際に、その計画が主体によっては事業に役立つとプラス評価される場合と、事業を阻害するとマイナス評価される場合があると考えられるが、プラス評価してもらうためのモチベーションづくりは可能か？どのような考え方で行うのか？</p>	<p>評価のための一次元尺度化の具体的な方法は盛り込まれておらず、示すことは難しい。環境面への影響を網羅的に示すことはできると思うので、それを参考に地域で具体的な優先度の検討に活用して欲しい。 生物多様性が単なる環境保護ではなく、結果として生活安全や社会生活に係わる基盤であることを関係者間で理解していただくことが出発点と理解。そういった意識の変革によりモチベーションに繋げて欲しい。 国家戦略において、「第1部第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み」第1節に実施に向けた基本的な考え方を7つ掲載している。この考え方の6に、「社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ」を掲載している。ランドスケープアプローチについては、自然保護の施策、経済政策上の施策等を別々に実施するのではなく、一つの地図上で明確化して比較考慮して進めていく。一つの価値観に頼らず、様々な価値観のもとに考えるというもの。実際の実施には困難を伴うが、非常に重要であると考えおり、少しでもこのような考え方を取り入れて進めたい。</p>

(8) 札幌会場

質 問	回 答
基本戦略4と関連して、みどりの食料システム戦略があると思うが、生物多様性に配慮した生産物の優先的消費が言及されていない。農水省からは、経産省、消費者庁に協力をあおぐという回答をもらったが、省庁横断の推進があれば教えていただきたい。	戦略策定に当たっては関係省庁連絡会議を組織して、これまでも関係省庁内で協議している。本戦略は農水省、経産省等からもご意見をいただいて作成している。あふの環プロジェクトとも関連づけてしっかり取り組んでいきたい。
38 ページで生物多様性枠組 18 の有害補助金と行動目標 5-4 について、有害補助金の特定、見直しをどのように精査していくのか。会議体等は。	有害補助金は世界目標にあるので対応していきたいと思うが、まだ会議体等は決まっていない。
51 ページのネイチャーポジティブ経済移行戦略は、年度内に出るのか。	来年度策定予定で、今年度は内容を調査している。経済移行に貢献し得るビジネス機会について検討している。WBF のレポートをもとに日本版の数値を出そうとしている。検討会は非公開であるが資料は公開している。
セクターごとに TNFD の対応が出てくると思うが、経済移行戦略でセクター別の検討をしているか。	経済移行戦略ではどういうセクターが重要かという大きな観点になる。個別のセクターでどういう情報開示が必要かは、民間参画ガイドラインで企業が取り組むうえでのガイダンスをある程度提供していく。民間参画ガイドラインもパブリックコメントにかけている。
生物多様性と気候変動のシナジーの強化について、行動目標の2の3とも関連するが、地方でも取組を進めたいと考えている。自然公園等の保全も気候変動の役に立つというだけでは我々が取り組む上では弱い。制度的な打ち出しがあると有難い。検討していることがあれば教えてほしい。	国家戦略では制度設計は設けていない。戦略の最初の背景で再生可能エネルギー推進についても基本スタンスを書いている。3 ページ 5 行目から記述している。ガイドライン等はまだまだ具体化していないが、様々な課題が生じていることは認識している。自然サイドからも方針を示していく必要があると考えており、今後提示していきたい。
トレードオフの回避、最小化で、行動目標で配慮を求めていく、進めていくと規制になると思うが、現場としてはなかなか難しい。ネイチャーネガティブな再生可能エネルギーに押し切られると思う。再生可能エネルギーに関しても、産業形態、ライフスタイルの変革が必要になると思うが、行動目標では見えない。こういう中で再生可能エネルギーについて打ち出そうと考えていることがあれば教えてほしい。	再生可能エネルギーについては基本戦略2に記載しているが、行動変容の方から変えていくことも重要と考えている。基本戦略3は企業、基本戦略4は個人の行動変容を促すという構造になっており、その中で気候変動対策を含めている。基本戦略3と4が基盤にあって、基本戦略2を支えているという建て付けと認識してほしい。
63 ページに教育機関の記載がある。子供たちに対して生物多様性の大切さを伝える必要があると思うが、学習指導要領に入れる検討などがあれば教えてほしい。	高校の教科書では生物多様性の用語を使っているが、小中学校では生きものについての学習はあるが、多様性について触れられていないと聞いている。教育団体とも意見交換を行っており、学習指導要領の改定についてのご意見もいただいている。文科省等など関係省庁と連携して検討を進めていきたいと思っている。
先日弊社も「生物多様性のための 30by30 アライアンス」に登録を行いました。未利用のまま自然を残した所有地の OECM 登録を目指してのものです。具体的な登録は 2023 年以降から本格稼働すると伺っていますが、課題はモニタリングなどが不完全であり、どこまで企業として対応可能なのかということです。この先も未利用のまま留め置くことは可能でも、保全やモニタリングを含め登録団体の必須活動とした場合、管理や調査の費用や人手の捻出は企業にとって大きな負担となり、登録を見送るケースが多発すると思われます。そのため、以下のような提案をいたします。	モニタリング、保全活動のコストは、登録のハードルの1つになり得る。我々も負担感なく申請してもらおう方法を検討していきたい。来年度から仕組みを本格的に始める。どのような場所か、誰が土地を持っていて管理しているか、どのような生物多様性の価値があるか、保全していく取組が効果的か（モニタリング含め）、という基準で客観的に継続できるようにしていく必要がある。その区域に応じた方法でモニタリングを行うことが重要であると思う。モニタリングや保全活動を行う主体は必要であるが、支援者に環境学習に活用してもらいながらモニタリングしてもらおうなども考

<p>登録に際し、次の3段階、①未利用の土地の登録、②モニタリング活動、③保全活動に分けて登録し、未開発の土地の提供者と、保全活動者を別途に想定した方が登録が推進されると考えます。モニタリングと保全活動一般公募で活動団体を募集するなどの措置を行い、OECDへの最終的な登録は①②③を満たした土地としながらも、今後の候補地として①のみの場所も記録することが可能と考えます</p>	<p>えられる。支援者とのマッチングを含め考えていきたい。放置すれば守られる場所であれば、モニタリングはなくてもよいかもしれない。柔軟に考えていきたい。</p>
<p>国家戦略は、気候変動におけるNDCと同様に、国際航空や国際海運は国別の枠組み外という整理になるのでしょうか。</p>	<p>どういった観点かによる。気候変動におけるNDCは国の貢献。国家戦略は基本戦略1と2は国内にフォーカスしている一方、基本戦略3と4は日本の消費が世界の生物多様性に影響を与えているという側面もある。航空や海運は外来種対策などが思い浮かぶが、国内対策以外にも水際対策も行っており、これは国家戦略の枠組みに入ってくる。国内及び国際的にもある程度またがっている内容である。</p>
<p>ネイチャーポジティブを計測するためのツールとして、エコロジカル・フットプリントは入っていきましょうか。</p>	<p>ネイチャーポジティブをどうやって測るかは難しい。生物多様性の回復はいろいろな軸があり、一様に測ることが難しい。国際的にも指標設定されている。国内でも指標を設定する。パブコメの参考資料として指国家戦略に係る指標案を掲載しており、その中にエコロジカル・フットプリントを挙げている。1つの指標として位置づける方向で検討している。</p>
<p>以前の生物多様性国家戦略では野生動物の飼育は本来好ましくないということが書かれていましたが、それがなくなってしまい、137ページの「人と動物の共生する社会の実現」の部分や自然とのふれあい推奨の部分などをみると、まるで野生動物を飼っていいかのような内容になっています。日本は野生動物消費大国であり、現状違反が横行しているワシントン条約を遵守するだけではこの野生動物消費は止められません。CITESの会議に出席するなどとは当たり前なことなので、それを目標にするのもどうかと思います。 EU議会が2030年へ向けた生物多様性戦略などを根拠に飼育可の動物をホワイトリスト化することを求める決議を採択していますし韓国もホワイトリスト化へ向けて動いているそうです。 日本として同様の方法で野生動物の飼育を制限するような施策をとっていただきたく、今回の国家戦略でもう少しふみこめないのでしょうか。</p>	<p>野生動物を飼ってよいということではなく、飼うときには適正飼養するということを強調している。ワシントン条約は、戦略案の第2部で目標値を設定している。国内と国際の取組を同時に進めることが大事だと考えており、国家戦略に位置付けている。意見は担当課に共有して取り組んでいきたい。</p>
<p>地元で10年風車に関わってきていますが、生物多様性が失われるばかりです。その点についてお話しください。今後海もひどくなるばかりです。野鳥も昆虫も少なくなっています。</p>	<p>水環境の種も減少傾向にある。二次的自然環境をOECD等で保全し、私たちの身近にいる昆虫や野鳥も保全していければと思う。</p>
<p>次期生物多様性国家戦略案の111ページ、行動目標2-4再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進するに於ける質問です。再生エネルギー導入の計画段階において生物多様性保全上重要な地域を回避するとありますが、すでに北海道では重要な自然地域で計画が次々と立ち上がっています。しかも、稚内市や石狩市では、市条例で設置が適切でないと言われる場所にも風車が設置されています。道庁の方がおっしゃっていたように、このままではネイチャーネガティブになってしまうと思います。環境省はこの点についてどのように考えています</p>	<p>再生エネルギーの導入、例えば風力発電は国家戦略第2部の施策の中で、バードストライク対策を掲げている。再生エネルギー導入におけるトレードオフは重要な問題であると認識している。事業者を含めた連携体制を構築して、より効果的な対策を進めていきたい。 国際的にも気候変動と生物多様性を同時に、お互いのことを考えていくということになってきており、トレードオフについて考えていく必要がある。環境省の制度も地域の方に知っていただく機会を作って、トレードオフへの対応を進めていきたい。</p>

<p>でしょうか。</p>	
<p>ネイチャーポジティブという言葉は、CBD/COP15の中では定義不足ということで使用しないという結果になったと認識しておりましたが、日本政府としては積極的に使用していく方針ですか？</p>	<p>COP15で採択された昆明モントリオール枠組ではネイチャーポジティブに関する要素は書かれているが用語としての記載はない。国家戦略では定義も定めており、積極的に発信していきたい。 CBD-COP15で言葉は入らなかったが、会議場では合言葉として使われていた。</p>
<p>北海道の豊かな自然は再エネにより失われるばかりです。今後の北海道の生物多様性の損失をもっと考えなければ日本は遅れるばかりです。森林伐採がひどいのですよ。北海道、東北、秋田県は特にひどい。地元を視察すべきです。</p>	<p>都道府県、地方環境事務所と連携して、現地を見ながら対応していきたい。 気候変動対策も進めていかないと生物多様性にも影響を与えてしまう。両立させるのは非常に難しいが重要な問題である。導入する際に生物多様性に配慮した導入を徹底して取り組んでいくことが求められている。 気候変動の部局にも共有してより推進していけるよう国家戦略にも取り入れている。</p>